

金融機関担当者の年金推進教室

令和6年10月コラム対応

株式会社服部年金企画

社会保険労務士 : 笹沼和子

1. 老齢厚生年金と退職後の雇用保険

(1) 失業給付を受給すると特別支給の老齢厚生年金は全額停止

- ① 基本手当 ⇒ 雇用保険のいわゆる「**失業給付**」。一般的に「**雇用保険**」ということが多い。**非課税**
- ② 目的 ⇒ 働く意思、能力がある人が離職して次の職業に就くまでの生活補填金
- ③ 管轄 ⇒ 住所地の**ハローワーク**。求職の申し込みを行い、決められた認定日に出向く必要あり
- ④ 要件 ⇒ 退職する前2年間に雇用保険被保険者期間が原則12か月以上あること
- ⑤ 日額 ⇒ 退職前6か月の給与(賞与除く)で決められる
- ⑥ 受給期間 ⇒ 退職理由、在職期間で異なる
(**定年・自己都合退職は90～150日分**、倒産・解雇は90～最大330日分)
就職困難者(身障者手帳保有)は150または360日分)
- ⑦ 受給できる期間 ⇒ 退職日の翌日から1年間
- ⑧ 厚生年金との関係 ⇒ **基本手当を受けている間は特別支給の老齢厚生年金は全額支給停止**
求職の申し込みをした日の翌月から所定給付日数の受給が終了する月
まで。**65歳以降は両方支給される。障害・遺族年金は両方支給される**
- ⑨ **65歳以降に退職** ⇒ 求職活動をするときは「**高年齢求職者給付金(一時金)**」が支給される
1年未満で30日分、1年以上で50日分。厚生年金との調整はなくなる

2. 老齢厚生年金と退職後の雇用保険

(2) 65歳直前に退職すると雇用保険と厚生年金は両方受け取れる？

【質問】 65歳誕生日で退職予定です。同窓会で聞いたのですが、少し前に退職すると、雇用保険と厚生年金が両方もらえるそうですね。どういうことなのでしょう。

【回答】 退職後の雇用保険と厚生年金の調整は65歳までとなります。65歳以降は調整されず、両方受給できます。ただし、退職日が65歳前日以降の雇用保険は「高年齢求職者給付金」となり、最大50日分の一時金が支給されますが、退職日が65歳2日前までの雇用保険は「基本手当」となり、最大150日分が支給されます。この場合、決められた日にハローワークにて求職の申し込みが必要です。

65歳以降も勤務可能なときは、無理にこの方法をつかうことはありません。また、退職金等に影響がないか、総合的に確認することも必要でしょう。

<例 昭和34年12月20日生まれ > 満65歳 令和6年12月19日 のケース>

退職日	令和6年12月18日(11月末)	令和6年12月19日
年齢	64歳11か月	65歳0か月
厚生年金と雇用保険	65歳以降は両方受給できる	65歳以降は両方受給できる
雇用保険	基本手当(90日~150日)	高年齢求職者給付金(50日)